

監査公表第 12 号（平成 30 年 5 月 11 日、県公報第 3990 号登載）  
農林水産部出先機関定期監査結果に基づく措置通知（平成 29 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査結果の報告（平成 29 年 11 月 20 日 29 監総第 504 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 11 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

29農政第2513号  
平成30年3月27日

福岡県監査委員 山下芳郎様  
同 行正晴實様  
同 岩崎勇様  
同 井上忠敏様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日付29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項に対する措置

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	総合庁舎改修工事において、支出科目を誤っていた。	工事実施に際し、当該工事により価値又は効用が増加するか否かを十分に検討し、関係課と事前協議を行い、その協議結果を事前伺（起工）に添付することで再発防止を図る。
	工事に伴う測量設計業務委託において、基準点埋設の計上及び測量縮尺単価を誤っていたため、積算過大となっていた。	積算条件を確認するチェックシートを作成し、積算者が積算条件と現地に不整合がないかチェックするとともに、決裁の際に上司をはじめ複数人で確認する。